

J A 山田村の現況

(令和3年度山田村農業協同組合ディスクロージャー誌)



山田村農業協同組合

目 次

1. 経営方針	1
2. 経営管理体制	2
3. 事業の概況（令和3年度）	3
4. 農業振興活動と地域貢献情報	7
5. リスク管理の状況	10
6. 自己資本の状況	23
7. 主な事業の内容	24

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	32
2. 損益計算書	33
3. キャッシュ・フロー計算書	34
4. 注記表	35
5. 剰余金処分計算書	54
6. 部門別損益計算書	55
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書	57

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	58
2. 利益総括表	59
3. 資金運用収支の内訳	59
4. 受取・支払利息の増減額	59

III 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高	60
② 定期貯金残高	60

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高	60
② 貸出金の金利条件別内訳残高	60
③ 貸出金の担保別内訳残高	61
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	61

⑤ 貸出金の使途別内訳残高	61
⑥ 貸出金の業種別内訳残高	61
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	62
⑧ リスク管理債権の状況	63
⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	63
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	63
○ 「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係	64
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	65
⑫ 貸出金償却の額	65
(3) 内国為替取扱実績	65
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	65
② 商品有価証券種類別平均残高	65
③ 有価証券残存期間別残高	65
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	65
② 金銭の信託の時価情報等	65
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	65
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	66
(2) 医療系共済の共済金額保有高	66
(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高	66
(4) 年金共済の年金保有高	66
(5) 短期共済新契約高	67
3. 経済事業取扱実績	
(1) 買取購買品取扱実績	68
(2) 受託販売品取扱実績	68
4. 指導事業	68

IV 経営諸指標

1. 利益率	69
2. 貯貸率・貯証率	69

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	70
2. 自己資本の充実度に関する事項	72
3. 信用リスクに関する事項	74
4. 信用リスク削減手法に関する事項	77
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	78
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	78
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	78
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	79
9. 金利リスクに関する事項	80

【JAの概要】

1. 機構図	81
2. 役員一覧	82
3. 組合員数	82
4. 組合員組織の状況	82
5. 特定信用事業代理業者の状況	82
6. 地区一覧	82
7. 店舗等のご案内	82

法定開示項目掲載ページ一覧	83
---------------	----

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
 本書内表示単位金額未満を切り捨てて表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

1. 経営方針

◇ 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への挑戦

「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため、山田地域での主力作物である「米」以外の園芸作物販売高5千万円を目標に取り組みます。また生産資材価格の引き下げを実現するため、近隣JAとの共同仕入を行うなどのスケールメリットを活かし、生産資材価格の引き下げに取り組みます。

◇ 「地域の活性化」への貢献

総合事業（営農・経済、生活・購買、信用、共済、利用・加工等）を通じて、組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を發揮します。また、1階売店のコンビニ化と2階事務所の1階移転により、より利用しやすい環境を目指すとともに、新規若年層の利用者を開拓し、地域の活性化に取り組みます。

◇ 健全経営の為の取り組み

「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

農協法の理事構成要件の改正に対応し、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者や女性役員の登用拡大に取り組んでおります。

自ら策定した自己改革の取組施策を着実に実践するため、経営資源のシフトや人材育成を通じ、営農・経済事業の体制を強化します。

◇ 営農・経済部門

営農部門と経済部門を分離し、山田地域特産品の指導・販売体制を強化し、担い手経営体の経営発展を支え、満足度の向上と事業利用拡大に取り組みます。

さらに、物流コストの低減による生産資材価格の引き下げ、予約注文票・解りやすい情報発信による生産資材価格の「見える化」、低コスト生産技術の開発を通して、組合員の所得増大の実現を目指します。

◇ 信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なJAバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるJAを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

◇ 共済事業部門

JA共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度NO.1をめざします。

2. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置き、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況（令和3年度）

◇ 全体的な概況

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大は、わが国でもインバウンド需要の減少や度重なる緊急事態宣言の発令による外出・営業・集会等の自粛により、企業活動や家計消費活動、そして団体活動等が低下するなど経済活動は大幅に落ち込みました。令和3年秋には、新規感染者数が減少傾向で推移しており、経済活動は徐々に回復傾向にありましたが、オミクロン株の影響により令和4年1月以降は多数の県域で「まん延防止等重点措置」が適用となり、再び企業活動が抑制され、さらに国内の経済活動は落ち込む結果となりました。

今後は、感染拡大による経済活動の抑制と緩和時期に大きく左右され、一時的な落ち込み後に緩やかに回復していくことが見込まれるが、原油など原材料価格の高騰・高止まり、またロシアのウクライナ侵入戦争により企業活動への影響も懸念されており、引き続き感染拡大防止と経済活動の活性化のバランスが一段と重要となります。

農業・農村、そしてJAをめぐる情勢は、農業就業者の高齢化と核家族化による世代交代等の問題により、農業者の減少が依然として歯止めがかからず、正組合員の減少、また高齢組合員の増加により利用率の低下が進み、組織基盤の沈下傾向が続いております。今後は円滑な世代交代に向け、より以上に対話や組合員組織の活性化を図ることが課題であると考えております。

また、農業生産では基幹作物である水稲について、当山田地区はもとより富山県をはじめ、全国的に大きな気象災害もなく平年作で推移しました。その結果、需要は人口減少による低下に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により急減したため、余剰米が発生し、米価の引き下げが農家経済への強い衝撃となりました。管内では組合員の高齢化の影響により、転作・耕作放棄面積が増加したため、購買・利用部門を中心に多大な影響が昨年を引き続き出た一年となりました。

事業運営・活動も前年度に引き続き、コロナ禍に翻弄された一年でありました。通常総会・生産組合長会議・経営懇談会・農事座談会と三密を避けなければならない状況により、人員制限・分散開催・中止等、昨年と同様の状態でありました。また県連等による各総会・研修会・出張等も同様でありました。

事業面においては、信用事業では貯金・貸出金は、ほぼ横ばいであるものの、日銀の金融政策等により農中からの預金奨励施設の引き下げに伴う収益の減少、共済事業では長期共済保有高の減少に伴う共済付加収入の減少、購買事業では他業態との競争激化等を受け、取扱高は減少し、販売事業は生産面積の縮小、また価格の引き下げによる販売高の減少等、各部門とも経営環境は厳しい状況が続いております。

農業者と地域の共同財産であるJAは、組合員の営農と暮らしを支え、地域社会の持続と

発展のため「食と農を基軸として地域に根差した協同組合」を目指しているところであり
ます。その中で、昨年5月に開催された第73回通常総会において承認された事業計画に基
づき、小人数職員体制での厳しい現況の中、地域・組合員との密着した農協本来の姿での
事業展開、そしてコンプライアンスを遵守し、組合員に安心・安全・信頼の提供を念頭に
役職員一体となり負託に応えてきたところでもあります。

その結果、組合の経営基盤・財務の健全性を示す自己資本率は昨年度とほぼ同様の20%で
県下JAの中でもトップクラスを維持しており、収支面ではたいへん厳しい状況下ではあり
ましたが、経常利益7,091千円、当期未処分剰余金は、8,773千円の実績となりました。

主な事業活動と成果は以下のとおりでございます。

① 信用事業

信用事業の預金・貯金業務は農林中金によるJAバンク基本方針に基づき、JAバンクセ
ーフティネットにより、安心・安全そして地域との信頼・絆を基本に事業展開を行いました。

その結果、貯金は4,801,386千円（前年対比99.6%）となり、コロナ禍の中で微減となり
ましたが、預金は4,409,534千円（前年対比100.4%）となり微増となりました。また、貸
出金は357,179千円（前年対比93.8%）となり、農林中金への劣後ローンの減少・富山市
貸付金の償還等があり約6ポイント減の実績となりました。

これらの結果、事業利益は27,591千円（前年対比91.9%）となり、昨年から続くマイナ
ス金利政策等により厳しい現状は今後とも続くの見込まれ、JAはもとより各金融機関の
経営に多大な影響が波及するのが確実な情勢であります。

② 共済事業

管内からの若年層の流出傾向は止まらず、少子高齢化は一段と進みました。その結果、共
済加入対象者の減少が共済事業低迷の最大の要因となっております。また、建物更生共済
では限度額感による満期待ちの情勢、そして通販・ネットによる販売や他の民間保険等
による攻勢が続いております。この厳しい現況ではありますが、専任職員を配置しており、
さらに全職員による声かけ推進活動をも展開することにより、コロナ禍ではありましたが、
少しでも組合員・利用者の皆さんと顔を合わせ、ひざを突き合わせ、安心と満足のご提供、
また「ひと・いえ・くるま」の総合保障による豊かで安全な生活基盤の向上に向け、短期
共済・長期共済とも役職員一体となり取り組みました。

その結果、事業利益は13,019千円（前年対比96.5%）となり、信用部門同様に厳しい結
果となりました。

③ 購買事業

農業生産資材は、各営農組合、また花卉・花木・ニラの組合をはじめとした、各生産組合の肥料・農薬・農機具等の全面的なご利用に、あらためて感謝を申し上げます。他のJAが経済事業において苦戦する中、この小さなJAが生き残っている現況は、組合員各位の深いご理解、また市町村合併後の地域が少なからずさびれていく中、JAを守りそして拠り所にするという意識の賜と感謝し、重ねてお礼を申し上げます。しかしながら、水稲作付面積の年々の減少が生産資材をはじめ各部門に多大に影響しているのが現状であります。

生活用品等資材は、ニーズの多様化、近隣他店・大型店・量販店との競争力、若年層の消費動向の変化等、数年前から続く厳しい環境に変わりありませんが、Yショップでは在庫管理の徹底をはかり、高齢者組合員へのやさしさ・気くばりに心がけて接客・対応してきましたが、特に今年度もコロナ禍による各集落・各団体等の行事・活動の中止による購買品の消費低下に歯止めがかからず、新しいコンビニスタイルでの売り上げ実績の結果は残念な結果となりました。また給油所・農機整備所・米乾燥調製育苗施設では地区内唯一のライフラインの維持等により、中山間地での生活・営農活動の利便性への寄与を理念として事業展開を行いました。耕作面積の減少による利用率の低下、米価の下落、また地域外通勤者の利用離れがあるなか、若い職員による丁寧な接客に努めました。

その結果、事業利益は50,964千円（前年対比95.8%）となり、厳しい現実を突きつけられる結果となりました。

④ 販売事業

水稲は、好天に恵まれ、昨年並みの作況で推移しましたが、作付面積が6ha減少しており昨年より総収量は下回りました。県下全体で101%の作況指数でしたが、管内でもほぼ同様の作況と判断しております。栽培面積は年々減少し150haとなり、総水田面積に対する水稲の耕作率は50%という状況になりました。高温障害による被害粒等は、管理の徹底により少なく、上位等級率は97%の高結果となりました。販売（概算払い）価格は昨年度より約1割の減額となりました。今後ますます進む高齢化とともに消費量の減少が進み、またコロナ禍の影響によりコメ余り現象が拡大することが懸念され、ますます売れる米、良質米が販売の中心となることが予想され、米価には厳しい現実が待ったなしの状況であります。

今年度も、米以外の「園芸作物5,000万円突破を目指して」というスローガンのもと各生産組合、営農組合、担い手の皆さんと数回の研修等を重ね取り組みました。従前からの花卉・花木・新規りんごの生産者、そして新しく導入した選別機械により作業能率の向上と良品化へと取り組んだニラ組合、また各営農組合を中心として取り組み飛躍的に栽培面積が増えたソバも秋の好天と額縁排水の徹底などにより豊作を迎えることができました。

しかしながら、富山市の推奨作目であるエゴマは、農協からの助成措置も講じましたが作付面積の増加には結びつきませんでした。また、女性の皆さんを中心とした山田の直売所「山田の案山子」への出荷販売金額を加えると「園芸作物5,000万円突破を目指して」と

いうスローガンは達成したと考えております。

その結果、事業利益は5,918千円（前年対比102.9%）と微増の結果となりました。

⑤ 指導事業（利用事業含む）

今年度も地域農業振興計画に基づき、また昨年に引き続き「園芸作物5,000万円突破を目指して」をスローガンに、その目標・計画達成に向かい事業展開を行いました。

水稲では、「アルギット米」・「ごっつお米」など差別化したコシヒカリや通常栽培米の栽培指導・研修会を座談会・青田巡回指導等を行い、栽培5年目を迎えた「富・富・富」も栽培面積、生産者も大幅に増え協議会を発足させて取り組んでおります。

また、富山市との連携事業でもある「エゴマ」については、各営農組合中心に栽培も定着しており、直播・移植・マルチ栽培等の対応を行い、苗の提供・各機械の利用提供等に寄与しました。

従前からの花卉・花木・ソバ・ニラ、及び栽培面積が減少している馬鈴薯・大根等の作物の栽培推進・普及・指導活動に加え、啓翁桜・エゴマに対する苗木助成・栽培助成も前年同様の実施により普及に努めました。また、今年度も小・中学生を対象にりんご園での農業・食育事業により幼少期からの農業への理解を深める活動を行いました。

利用・生活事業の「葬祭事業」は高齢化が一段と進むなか、農協の事業として認知されましたが、まだ一部の集落等では利用率が低い状況にあります。コロナ禍により葬儀スタイルが変化しておりますが、農協ではどのスタイルでも対応をしているため、より一層のご利用をお願い申し上げます。

米乾燥調製育苗施設は各営農組合、組合員のご協力・ご利用によりスムーズに運営をしており、今後も米の基幹施設としてさらなるご利用を期待しております。その他、コイン精米機、ソバコンバイン・乾燥機、エゴマ定植機・コンバインについても営農組合・各組合員の皆さまに有効的にご利用いただいております。

利用・生活事業（保管事業含む）利用収入は、30,874千円（前年対比99.6%）、事業利益は9,806千円（前年対比78.7%）と水稲作付面積減少による米乾燥調製育苗施設利用率の低下や稼働後25年を経過し各箇所修理・取替等の費用増加により利益減少が色濃く反映された結果となりました。

4. 農業振興活動と地域貢献情報

◇ 協同組合の特性

当JAは、富山市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◇ 農業関係の持続的な取り組み

◇ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳運動
- ・農薬の安全使用遵守の周知徹底

◇ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・農産物の生産指導
- ・地域直売所との連携による地産地消促進

◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、4,801,386千円（うち定期積金の残高は54,056千円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	4,478,164 千円
そ の 他	323,221 千円
合 計	4,801,386 千円

◇ 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、357,179千円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、

農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	156,690 千円
地 方 公 共 団 体	129,239 千円
そ の 他	71,250 千円
合 計	357,179 千円

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、① J A等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

- ・山田地域で開催されるイベントへの積極的参加、協賛活動
- ・学校教育への支援事業
学校給食への支援、14歳の挑戦・企業訪問の受け入れ、
農業体験・バケツ稲栽培指導の実施、絵・作文コンクールの実施
- ・交流事業の実施
友好都市との交流
- ・地域活動への取り組み
老人クラブ事業への支援、福祉施設への支援
- ・その他
年金相談会の開催、冠婚葬祭関係への支援・協力
弁護士による法律相談会の開催

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

- ・営農組合研修会の開催
- ・各種生産部会研修会の開催
- ・農業生産推進大会の開催

(3) 情報提供活動

- ・関係団体（農協連合会、農林振興センター等）への情報提供
- ・農協だより、営農だよりの提供
- ・ケーブルテレビによる営農情報等の提供

◇ 地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む）

（１）農業者等の経営支援に関する取組み方針

○農業技術・生産性向上に向けた各種研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取組み担い手経営体や農業者等のニーズを把握し、サービスを提供していきます。

（２）農業者等の経営支援に関する態勢整備

○農業者の金融ニーズに応えるための農業融資担当者の研修会を実施し、また、農業者からの幅広いニーズに応えるため、ＪＡバンク農業金融プランナーを１人配置するなどし、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう態勢整備を行っています。

（３）農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

○融資部門と営農生活部門との連携し農業融資・資金提案を行い、また、担い手金融リーダーを設置し、農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携する窓口担当者としての役割を発揮するなどして取り組みを行っています。

（４）担い手の経営のライフステージに応じた支援

○新規就農支援、担い手の信用向上、財務の安定化など農業法人等の発展段階に応じて、資本供与の枠組みであるアグリシードファンドを提案するなどして担い手支援に取り組んでいます。

（５）経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

○農業経営負担軽減支援資金等の負債整理資金を提案し、償還金の負担軽減を図るなどした取組み、また、農業経営改善促進資金（新スーパーＳ資金）の融資について、農業振興等に貢献するために創設されたＪＡバンクアグリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行うなどして担い手を支援しています。

（６）農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献など

○富山県ＪＡにおいては、市町村が作成する「人・農地プラン」について地域再生協議会の構成員として、アンケート調査の取りまとめ等を行うなどプラン策定に参画しています。また、地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、ＪＡバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちの暮らし」の配布や農業体験学習の受入れなどに取り組んでいます。

5. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、金融共済課において、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J

Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇ 業務の適正を確保するための体制

〔内部統制システム基本方針〕

当JAでは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
 - ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務を執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
 - ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
 - ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。
7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
 - ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
 - ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
 - ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

注：上記内部統制システム基本方針は令和4年2月28日時点のものです。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◇ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

金融共済課（電話：076-457-2211（月～金 8時30分～17時））

② 紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

(一社) J A バンク相談所 (電話 : 03-6837-1359)

※ 平成 31 年 4 月 1 日以降、富山県 J A バンク相談所は、(一社) J A バンク相談所へ運営を移管しております。

・共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話 : 03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jestad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 A D R

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先 (住所・電話番号) につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当 J A は、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

山田村農業協同組合 (以下「当組合」といいます。) は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用 (以下、「マネー・ローンダリング等」という。) の防止に取り組みます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針 (以下、「政府指針」という。)」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 利用者保護等管理方針

当 J A は、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

J A バンク利用者保護等管理方針

山田村農業協同組合（以下「当 J A」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。

- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当 J A が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当 J A との取引に伴い、当 J A の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◇ 金融円滑化管理方針

当 J A は、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当 J A の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本の方針

山田村農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。

(1) 組合長以下、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7条に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ 苦情受付窓口

当JAでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当JAの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当JAは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

総務課

電話番号／076-457-2211

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、午前8時30分～午後5時

◇ 内部監査体制等

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A のすべての部署を対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

(単位:人、日)

監査期間	監査内容等	監査従事人数		
		監事	補助員	計
R3.4/9	令和2年度決算監事監査(全部門)	2	4	6
R3.6/23~7/2	令和3年度上半期内部監査(全部門)		2	2
R3.10/20	令和3年度下半期監事監査(全部門)	2	4	6
R3.11/19~25	令和3年度霜半期内部監査(全部門)		6	6
監査延べ人数		4	16	20

6. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年2月末における自己資本比率は、20.00%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	山田村農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	112,305千円（前年度112,305千円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

7. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌 27 ページをご覧ください。

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌 28 ページをご覧ください。

◇ 為替業務

全国の J A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当 J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国の J Aでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、

コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他サービス等については、本誌 28 ページをご覧ください。

〔共済事業〕

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。主な共済商品については、本誌 30 ページをご覧ください。

（２）系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティーネットで守られています。

◇ 「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。

「J A バンクシステム」は、J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の J A 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の J A バンクが拠出した「J A バンク支援基金※」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2021 年 3 月末における残高は 1,652 億円となっています。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J A バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J A バンクブランドの確立等の一体的な事業運

営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2021年3月末現在で4,522億円となっています。

【主な貯金商品】

普通貯金 (総合口座)	いつでも預入・引出ができます。給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 総合口座に組合せた定期貯金を担保として、自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1円以上	
貯蓄貯金	お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されています。普通貯金より高利回りで運用できます。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1円以上	
当座貯金	お支払いには、安全で便利な小切手・手形をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。	出し入れ自由	1円以上	
スーパー定期	お預け入れは1円からという手軽な定期貯金でお預け入れ期間が3年以上は有利な半年複利も選択できます。	1ヶ月以上 10年以内	1円以上	
大口定期	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1ヶ月以上 10年以内	1,000万円以上	
期日指定定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば1ヶ月前のご通知でいつでも満期日を指定できますし、元金(1万円以上)の一部引き出しもできます。	最長3年	1円以上	
変動金利定期貯金	市場金利に応じて6ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	1年、2年、3年	1円以上	
普通貯金無利息型 (決済用)	利息はつきません。個人のもものは総合口座による貸越ができます。貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	
定期積金	毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上 10年以内	1回1,000円以上	
財形貯金	一般財形貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3年以上	1回1円以上
	財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60才以降に年金としてお受取りできます。また、財形住宅貯金と合せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上
	財形住宅貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金貯金と合せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上

※ 商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口までお問い合わせください。

【主な貸出商品】

種 類	内 容
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用ください。
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	リフォームにも JA のローンをお役立ていただけます。増改築や改装・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。他金融機関借入・ディーラーローンの借換にもご利用ください。
教 育 ロ ー ン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定・在学中のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 カードタイプのご用意もございます。
フ リ ー ロ ー ン	生活に必要な一切の資金です。
カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。 全国の JA の CD・ATM はもちろん他の提携金融機関の CD・ATM でも借り入れることができます。

※ その他にもみなさまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口までお問い合わせください。

【主なその他のサービス】

種 類	内 容
JA キャッシュサービス	カード1枚で、当 JA をはじめ、全国の提携金融機関の ATM でご利用できます。
給 与 受 取 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引出がができます。
各 種 自 動 受 取 サ ー ビ ス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各 種 自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気料、水道料、NHK 放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JA カード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自 動 集 金 サ ー ビ ス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落として、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
J A カ ー ド (ク レ ジ ッ ト カ ー ド)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金がお入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。ポイントもたまって大変お得です。
デビットカードサービス	「J・Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当 JA のキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。

【主な手数料一覧】

※ 各手数料（令和4年2月28日現在）には、消費税等（10%）が含まれています。

○ 内国為替の取扱手数料

種 類		系統金融機関あて	他金融機関あて	
振込手数料 (1件につき)	電信	5万円未満	550円	
		5万円以上	770円	
	インターネット バンキング 利用	1万円未満	県内JA宛 無料	220円
			県外JA宛 110円	
		1万円以上3万円未満	県内JA宛 無料	275円
			県外JA宛 220円	
3万円以上	県内JA宛 無料	440円		
	県外JA宛 330円			
代金取立手数料（1通につき）		普通扱い	660円	
		至急扱い	880円	

○ ATM利用手数料

(令和4年2月28日現在)

ご利用カード		お引出取引（1回当たり）			お預入取引（1回当たり）	
		当JA・県内JA キャッシュカード	三菱UFJ キャッシュカード	その他金融機関 キャッシュカード	当JA・県内JA キャッシュカード	県外JA キャッシュカード
平日	8:45～18:00	無料	無料	110円	無料	無料
土曜	8:45～17:00	無料	110円	220円	無料	無料
日曜 祝日 年末	休業	—	—	—	—	—

○ その他の諸手数料

種 類	手 数 料
手形・小切手関係手数料	約束・為替手形帳、小切手帳 1冊（50枚） 550円
その他	自己宛小切手 1枚 110円
	残高証明書発行手数料（貯金のみ） 1通 440円
	(総合) 1通 1,100円
	証書・通帳再発行手数料 1枚（冊） 1,100円
	キャッシュカード再発行手数料 1枚 1,100円
	保護預り口座管理手数料 月額 110円
	未利用口座管理手数料 年額 1,320円
JA ネットバンクサービス利用手数料 月額 無料	

【主な共済仕組み一覧】

○ ひとに関する保障

種 類	内 容
終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズにあわせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
引受緩和型終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安のある方もご加入しやすく、通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
養老生命共済	一定期間の万一のときの保障とともに、将来の資金づくりにも応えるプランです。
定期生命共済	一定期間の万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。
医療共済 【メディフル】	病気やケガによる日帰り入院からまとまった一時金を受け取れるプランです。一生涯保障や先進医療などライフプランにあわせて自由に設計できるほか、健康を維持した場合に健康祝金を受け取ることができるプランもあります。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障プランです。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
がん共済	がんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や再発・長期治療のときは一時金をお支払します。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
特定重度疾病共済 【身近なリスクにそなエール】	三大疾病やその他の生活習慣病など、身近な生活習慣病のリスクに備えるプランです。
こども共済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さま・お孫さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MC I）まで幅広く保障するプランです。
予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
生活障害共済 【働くわたしのささエール】	病気やケガによる身体の障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。
賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償責任などを保障します。
農業者賠償責任共済	農業を営むうえで生じた損害賠償責任などを保障します。

○ いえに関する保障

種 類	内 容
建物更生共済 【むてきプラス・My家財プラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
火災共済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。

○ くるまに関する保障

種 類	内 容
自動車共済【クルマスター】	相手方への「対人賠償・対物賠償」をはじめ、ご自身やご家族のための「人身傷害保障」、ご契約のお車の損害を保障する「車両保障」が自動セットされています。また、掛金割引制度も充実しています。
自賠責共済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含まれます。）（注記）に加入が義務づけられている「強制共済（保険）」です。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

（注記）： トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。

また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

【經營資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	2年度	3年度		2年度	3年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	4,818,902	4,815,879	1. 信用事業負債	4,833,087	4,812,983
(1) 現金	19,947	24,760	(1) 貯金	4,822,047	4,801,386
(2) 預金	4,392,223	4,409,534	(2) 譲渡性貯金	-	-
系統預金	4,392,223	4,409,534	(3) 借入金	-	-
系統外預金	-	-	(4) その他の信用事業負債	11,039	11,596
譲渡性預金	-	-	未払費用	771	793
(3) コールローン	-	-	その他の負債	10,268	10,803
(4) 買入金銭債権	-	-	(5) 債務保証	-	-
(5) 金銭の信託	-	-	2. 共済事業負債	14,166	13,894
(6) 有価証券	-	-	(1) 共済借入金	-	-
国債	-	-	(2) 共済資金	5,131	5,162
地方債	-	-	(3) 共済未払利息	-	-
政府保証債	-	-	(4) 未経過共済付加収入	9,034	8,732
金融債	-	-	(5) 共済未払費用	-	-
短期社債	-	-	(6) その他の共済事業負債	-	-
社債	-	-	3. 経済事業負債	26,956	26,967
外国証券	-	-	(1) 支払手形	-	-
株式	-	-	(2) 経済事業未払金	25,885	22,184
受益証券	-	-	(3) 経済受託債務	1,071	4,782
(7) 貸出金	380,906	357,179	(4) その他の経済事業負債	-	-
(8) その他の信用事業資産	26,660	24,433	4. 設備借入金	7,328	9,333
未収収益	25,708	23,856	5. 雑負債	328	328
その他の資産	951	576	(1) 未払法人税等	-	-
(9) 債務保証見返	-	-	(2) リース債務	-	-
(10) 貸倒引当金	△ 835	△ 28	(3) 資産除去債務	-	-
2. 共済事業資産	-	-	(4) その他の負債	6,999	9,005
(1) 共済貸付金	-	-	6. 諸引当金	46,039	47,612
(2) 共済未収利息	-	-	(1) 賞与引当金	2,509	2,265
(3) その他の共済事業資産	-	-	(2) 退職給付引当金	32,375	34,191
(4) 貸倒引当金	-	-	(3) 役員退職慰労引当金	11,155	11,155
3. 経済事業資産	110,781	113,659	7. 繰延税金負債	-	-
(1) 受取手形	-	-	8. 再評価に係る繰延税金負債	-	-
(2) 経済事業未収金	26,482	35,126	負債の部合計	4,927,578	4,910,791
(3) 経済受託債権	44,478	45,469	(純資産の部)		
(4) 棚卸資産	39,117	32,282	1. 組合員資本	520,484	521,547
購買品	39,117	32,282	(1) 出資金	112,305	112,305
販売品	-	-	(2) 資本準備金	-	-
宅地等	-	-	(3) 利益剰余金	409,574	410,089
その他の棚卸資産	-	-	利益準備金	128,190	128,400
(5) その他の経済事業資産	785	786	その他利益剰余金	-	-
(6) 貸倒引当金	△ 81	△ 4	肥料価格安定対策積立金	204	204
4. 雑資産	17,352	9,763	乾燥調製育苗施設積立金	-	-
5. 固定資産	48,008	40,018	電算システム機能強化積立金	-	-
(1) 有形固定資産	48,008	40,018	リスク管理積立金	87,627	84,939
建物	201,510	199,752	保守・修繕積立金	72,325	72,098
機械装置	20,410	20,548	生産安定対策積立金	50,000	50,000
土地	7,025	7,025	特別積立金	65,673	65,673
リース資産	-	-	当期未処分剰余金	5,553	8,773
建設仮勘定	-	-	(うち当期剰余金)	19	1,617
その他の有形固定資産	84,166	82,419	(4) 処分未済持分	△ 1,395	△ 847
減価償却累計額	△ 265,104	△ 269,726	2. 評価・換算差額等	-	-
(2) 無形固定資産	-	-	(1) その他有価証券評価差額金	-	-
リース資産	-	-	(2) 土地再評価差額金	-	-
その他の無形固定資産	-	-	純資産の部合計	520,484	521,547
6. 外部出資	453,018	453,018			
(1) 外部出資	453,018	453,018			
系統出資	449,643	449,643			
系統外出資	3,375	3,375			
子会社等出資	-	-			
(2) 外部出資等損失引当金	-	-			
7. 前払年金費用	-	-			
8. 繰延税金資産	-	-			
9. 再評価に係る繰延税金資産	-	-			
10. 繰延資産	-	-			
資産の部合計	5,448,062	5,432,338	負債及び純資産の部合計	5,448,062	5,432,338

2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	2年度	3年度		2年度	3年度
1. 事業総利益	114,929	107,299	(うち貸倒損失)	-	-
事業収益	364,329	384,301	販売事業総利益	5,753	5,918
事業費用	249,400	277,001	(9) 保管事業収益	2,583	2,389
(1) 信用事業収益	33,534	33,135	(10) 保管事業費用	49	49
資金運用収益	32,028	31,665	保管事業総利益	2,534	2,339
(うち預金利息)	24,106	22,247	(11) 加工・利用事業収益	28,413	26,585
(うち有価証券利息)	-	-	(12) 加工・利用事業費用	18,432	18,759
(うち貸出金利息)	6,820	6,000	加工・利用事業総利益	9,981	7,826
(うちその他受入利息)	1,101	3,417	(13) 宅地等供給事業収益	-	-
役員取引等収益	1,477	1,469	(14) 宅地等供給事業費用	-	-
その他事業直接収益	-	-	宅地等供給事業総利益	-	-
その他経常収益	27	-	(15) その他事業収益	-	-
(2) 信用事業費用	3,497	5,543	(16) その他事業費用	-	-
資金調達費用	901	826	その他事業総利益	-	-
(うち貯金利息)	717	649	(17) 指導事業収入	1,635	1,899
(うち給付補填備金繰入)	181	176	(18) 指導事業支出	1,692	2,259
(うち借入金利息)	-	-	指導事業収支差額	△ 56	△ 359
(うちその他支払利息)	-	-	2. 事業管理費	120,117	112,937
役員取引等費用	665	636	(1) 人件費	82,862	79,581
その他事業直接費用	-	-	(2) 業務費	18,775	17,076
その他経常費用	1,931	4,080	(3) 諸税負担金	3,997	3,633
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-	(4) 施設費	14,481	12,646
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 3,276	△ 807	(5) その他事業管理費	-	-
(うち貸出金償却)	-	-	事業利益	△ 5,188	△ 5,637
信用事業総利益	30,036	27,591	3. 事業外収益	7,720	12,729
(3) 共済事業収益	14,217	13,815	(1) 受取雑利息	-	-
共済付加収入	12,836	12,641	(2) 受取出資配当金	6,981	7,134
共済貸付金利息	-	-	(3) 質貸料	-	-
その他の収益	1,380	1,174	(4) 貸倒引当金戻入益	-	-
(4) 共済事業費用	730	796	(5) 償却債権取立益	-	-
共済借入金利息	-	-	(6) 雑収入	739	5,595
共済推進費	202	99	4. 事業外費用	-	-
共済保全費	-	-	(1) 支払雑利息	-	-
その他の費用	528	697	(2) 貸倒損失	-	-
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-	(3) 寄付金	-	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	-	(4) 雑損失	-	-
(うち貸出金償却)	-	-	経常利益	2,532	7,091
共済事業総利益	13,486	13,019	5. 特別利益	6,095	-
(5) 購買事業収益	278,190	300,527	(1) 固定資産処分益	-	-
購買品供給高	272,213	294,810	(2) 一般補助金	6,095	-
購買手数料	-	-	(3) その他の特別利益	-	-
修理サービス料	4,035	3,731	6. 特別損失	6,854	3,688
その他の収益	1,941	1,986	(1) 固定資産処分損	956	-
(6) 購買事業費用	224,997	249,563	(2) 固定資産圧縮損	5,898	-
購買品供給原価	218,347	242,520	(3) 減損損失	-	3,688
購買品供給費	1,062	1,057	(4) 過年度資産除去債務費用	-	-
修理サービス費	1,221	1,297	(5) その他の特別損失	-	-
その他の費用	4,365	4,688	税引前当期利益	1,773	3,403
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-	7. 法人税・住民税及び事業税	1,754	1,785
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 256	△ 77	8. 法人税等調整額	-	-
(うち貸倒損失)	-	-	法人税等合計	1,754	1,785
購買事業総利益	53,192	50,964	当期剰余金	19	1,617
(7) 販売事業収益	5,755	5,948	当期首繰越剰余金	4,324	2,240
販売品販売高	-	-	目的積立金取崩額	1,209	4,914
販売手数料	4,847	5,025	当期未処分剰余金	5,553	8,773
その他の収益	908	922			
(8) 販売事業費用	1	29			
販売品販売原価	-	-			
販売費	-	-			
その他の費用	1	29			
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-			
(うち貸倒引当金戻入益)	-	-			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	2年度	3年度		2年度	3年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	1,773	3,688	その他の資産の純増(△)減	△ 5,827	7,587
減価償却費	5,056	4,621	その他の負債の純増減(△)	8	2,005
減損損失	-	3,688	未払消費税等の増減(△)額	-	-
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 3,532	△ 885	信用事業資金運用による収入	33,958	33,517
賞与引当金の増減額(△は減少)	2	△ 243	信用事業資金調達による支出	△ 1,305	△ 902
退職給付引当金の増減額(△は減少)	1,445	1,816	共済貸付金利息による収入	-	-
その他引当金等の増減額(△は減少)	△ 35	-	共済借入金利息による支出	-	-
信用事業資金運用収益	△ 32,028	△ 31,665	事業の利用分量に対する配当金の支払額	-	-
信用事業資金調達費用	901	827	小 計	28,418	17,935
共済貸付金利息	-	-	雑利息及び出資配当金の受取額	6,981	7,134
共済借入金利息	-	-	雑利息の支払額	-	-
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 6,981	△ 7,134	法人税等の支払額	△ 2,274	△ 1,785
支払雑利息	-	-	事業活動によるキャッシュ・フロー	33,125	23,284
有価証券関係損益(△は益)	-	-	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産売却損益(△は益)	-	-	有価証券の取得による支出	-	-
外部出資関係損益(△は益)	-	-	有価証券の売却による収入	-	-
その他固定資産関係損益(△は益)	-	-	有価証券の償還による収入	-	-
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			補助金等の受入による収入	5,898	-
貸出金の純増(△)減	6,102	23,728	固定資産の取得による支出	△ 25,790	△ 320
預金の純増(△)減	△ 60,000	-	固定資産の売却による収入	2,511	1
貯金の純増減(△)	88,380	△ 20,661	外部出資による支出	-	-
信用事業借入金の純増減(△)	-	-	外部出資の売却等による収入	-	-
その他の信用事業資産の純増(△)減	26	375	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 17,381	△ 319
その他の信用事業負債の純増減(△)	42	631	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			設備借入れによる収入	-	-
共済貸付金の純増(△)減	-	-	設備借入金の返済による支出	-	-
共済借入金の純増減(△)	-	-	出資の増額による収入	5,045	3,501
共済資金の純増減(△)	△ 4,356	32	出資の払戻しによる支出	△ 5,045	△ 3,501
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 630	△ 303	持分の譲渡による収入	△ 1,075	△ 549
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			持分の取得による支出	1,227	1,097
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	604	△ 8,643	出資配当金の支払額	△ 1,103	△ 1,103
経済受託債権の純増(△)減	3,058	△ 991	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 951	△ 555
棚卸資産の純増(△)減	271	6,836	4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	14,793	22,410
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	2,933	△ 3,701	5. 現金及び現金同等物の期首残高	227,377	242,170
経済受託債務の純増減(△)	△ 1,447	3,712	6. 現金及び現金同等物の期末残高	242,170	264,580

4. 注記表

(令和2年度分)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

購買品（肥料、農薬）	…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
購買品（農機具製品）	…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
購買品（上記以外の購買品）	…売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債務者（正常先及び要注意先）に係る債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(5) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は108,561千円（うち当期計上額5,564千円）であり、その内訳は次のとおりです。

- ・建物 67,200千円（うち当期計上額4,520千円）
- ・構築物 3,185千円
- ・機械装置 24,354千円

- ・ 車両運搬具 7,530 千円
- ・ 器具・備品 5,958 千円（うち当期計上額 1,044 千円）

（２）担保に供している資産

預金 40,000 千円は為替取引の担保に供しています。

（３）貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありませぬ。延滞債権額は 316 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行つた部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 316 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

（追加情報）

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行つておりませぬ。よつて、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けて運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、総務課と金融共済課が連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。1

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標

となる金利が 0.01%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 223 円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	4,392,223	4,392,294	70
貸出金	380,906		
貸倒引当金	△835		
貸倒引当金控除後	380,071	383,632	3,560
資産計	4,772,294	4,775,926	3,631
貯金	4,822,047	4,824,411	2,364
負債計	4,822,047	4,824,411	2,364

※ 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	453,018

※ 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	4,392,223	0	0	0	0	0
貸出金	81,277	115,926	19,237	16,828	11,394	136,243
合計	4,473,501	115,926	19,237	16,828	11,394	136,243

※ 貸出金のうち、当座貸越 17,643 千円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	3,530,111	580,629	546,149	90,962	60,114	14,080

※ 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	30,929 千円
退職給付費用	6,439 千円
退職給付の支払額	△1,634 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△3,360 千円
期末における退職給付引当金	32,375 千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	68,324 千円
特定退職金共済制度	△35,948 千円

未積立退職給付債務	32,375 千円
退職給付引当金	32,375 千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	6,439 千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 981 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 2 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 11,568 千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	8,935 千円
減損損失否認	7,447 千円
賞与引当金	3,078 千円
J Aバンク支援積立金	716 千円
賞与引当金	692 千円
その他	119 千円
繰延税金資産小計	20,987 千円
評価性引当額	△20,987 千円
繰延税金資産合計 (A)	— 千円
繰延税金負債合計 (B)	— 千円
繰延税金資産（負債）の純額 (A) - (B)	— 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△54.3%
住民税均等割等	18.5%
税務上の繰越欠損金等	99.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	98.9%

(令和3年度分)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

購買品（肥料、農薬）	…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
購買品（農機具製品）	…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
購買品（上記以外の購買品）	…売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債務者（正常先及び要注意先）に係る債権については、今後1年間の

予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(6) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（会計上の見積りに関する注記）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 一千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 3,688 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 33 千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は108,561千円であり、その内訳は次のとおりです。

- ・建物 67,200千円
- ・構築物 3,185千円
- ・機械装置 24,354千円
- ・車両運搬具 7,530千円
- ・器具・備品 5,958千円

(2) 担保に供している資産

預金40,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は28千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 固定資産減損損失等

当事業年度において、以下の固定資産および固定資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	その他
富山市山田中村 3093-1	給油所	器具備品	
富山市山田中村 198	農機センター	車輛運搬具	
富山市山田今山田	賃貸	建物	山田りんご園格納庫
富山市沢連	遊休	建物、構築物	沢連地内育苗施設等
富山市山田中村 244 ほか	遊休	機械装置、器具備品等	

当組合は、給油所及び農機具センターについては施設単位でグルーピングしており、遊休資産については、各固定資産をグルーピングの最小単位としております。また、本店、CE、農業倉庫等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、JA全体の共用資産と認識しております。

給油所及び農機センターについては、営業利益が連続して赤字であること及び短期的に実績の回復が見込めないため、山田りんご園格納庫については、現在無償で賃貸しており今後の賃貸収入が見込めないため、沢連地内育苗施設等の遊休資産については、いずれも今後の使用が見込まれないことから、それぞれ帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（3,688千円）として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物 1,758千円、構築物 1,080千円、機械装置 182千円、車輛運搬具 84千円、器具備品 582千円です。

なお、上記の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、時価は固定資産税評価額により算定しています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けて運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、営農課と金融共済課が連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.01%上昇したものと想定した場合には、経済価値が212,063円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金

性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	4,409,534	4,409,578	44
貸出金	357,179		
貸倒引当金	△28		
貸倒引当金控除後	357,150	359,435	2,284
資産計	4,766,684	4,769,014	2,329
貯金	4,801,386	4,803,358	1,971
負債計	4,801,386	4,803,358	1,971

※ 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出

先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	453,018

※ 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	4,409,534	-	-	-	-	-
貸出金	139,892	23,748	21,052	15,632	12,876	143,976
合計	4,549,426	23,748	21,052	15,632	12,876	143,976

※ 貸出金のうち、当座貸越 19,767 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	3,570,238	587,701	502,956	94,278	32,661	13,550

※ 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	32,375千円
退職給付費用	5,309千円
退職給付の支払額	△63千円
特定退職金共済制度への拠出金	△3,430千円
期末における退職給付引当金	34,191千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	73,380千円
特定退職金共済制度	△39,188千円
未積立退職給付債務	34,191千円
退職給付引当金	34,191千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	5,309千円
----------------	---------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金977千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は10,540千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	9,436千円
減損損失否認	8,199千円
役員退職慰労引当金	3,078千円
J Aバンク支援積立金	722千円
賞与引当金	717千円
その他	43千円
繰延税金資産小計	22,195千円
評価性引当額	△22,195千円
繰延税金資産合計 (A)	—千円
繰延税金負債合計 (B)	—千円
繰延税金資産 (負債) の純額 (A) - (B)	—千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入 されない項目	3.9%
受取配当金等永久に益金 に算入されない項目	△28.9%
住民税均等割等	0.1%
税務上の繰越欠損金等	49.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.4%

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	2年度	3年度
1. 当期末処分剰余金	5,553	8,773
2. 任意積立金取崩額	-	-
計	5,553	8,773
3. 剰余金処分額	3,312	6,443
(1) 利益準備金	210	330
(2) 任意積立金	2,000	5,000
うちリスク管理積立金	1,000	3,700
うち保守・修繕積立金	1,000	1,300
(3) 出資配当金	1,102	1,113
(4) 事業分量配当金	-	-
4. 次期繰越剰余金	2,240	2,329

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

令和2年度 1.0% 令和3年度 1.0%

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的	積立目標額及び積立・取崩基準
肥料価格安定対策積立金	肥料価格の期中変動があった場合、農家負担の軽減を図り、農家の経営安定に資すること	204千円 肥料価格が期中上昇し、農家に相当の負担が発生する場合、全農の通知に基づき積立金を限度として価格上昇相当額を取崩す。
リスク管理積立金	貸出金(経済未収金含む。)及び外部出資など不良債権の償却・引当、固定資産の償却・処分及び減損、退職給付金の引当、事務リスク、及び上記以外で農協経営に重大な影響を与える事象等に対応し、これらの損失発生への補填に備えることを目的とする。	100,000千円 ①自己査定による外部出資、貸出金等の償却・引当が生じたとき ②固定資産の償却及び減損 ③退職給付債務に係る外部積立の減損が生じたとき ④事務リスクにより減損が生じたとき ⑤その他、農協経営に重大な影響を与える損失が生じたとき。
保守・修繕積立金	農協が管理する各施設の取り壊し、取得、減価償却費及び保守修繕等にかかる費用に充てることを目的とする。	100,000千円 農協が管理する各施設の取り壊し、取得、減価償却費及び保守修繕等が必要と代表理事組合長が認め理事会にて承認されたとき。
生産安定対策等積立金	今後の農産物の安定生産確保、農家の経営安定の確保、JA経営の健全性の確保を目的とする。	50,000千円 ①自然災害及び病虫害等の異常発生による減収助成 ②水稻における備蓄米、加工用米、飼料米、米粉等に対する生産助成

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和2年度 100千円 令和3年度 100千円

6. 部門別損益計算書
(2年度)

(単位:千円)

区 分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	364,329	33,534	14,217	143,342	171,599	1,635	
事業費用 ②	249,400	3,497	730	106,999	136,481	1,692	
事業総利益 (①-②) ③	114,929	30,036	13,486	36,343	35,118	△ 56	
事業管理費 ④	120,117	23,216	12,512	38,594	38,166	7,628	
(うち減価償却費) ⑤	(5,056)	(193)	(150)	(2,983)	(1,685)	(42)	
(うち人件費) ⑥	(82,862)	(12,840)	(9,088)	(27,983)	(26,128)	(6,822)	
うち共通管理費 ⑦		5,726	3,435	10,306	16,796	1,908	△ 38,173
(うち減価償却費) ⑧		(80)	(48)	(145)	(236)	(26)	(△ 537)
(うち人件費) ⑨		(3,516)	(2,109)	(6,329)	(10,315)	(1,172)	(△ 23,444)
事業利益 (③-④) ⑩	△ 5,188	6,819	974	△ 2,251	△ 3,047	△ 7,684	
事業外収益 ⑪	7,720	3,570	1,017	1,113	1,814	206	
うち共通分 ⑫		(558)	(334)	(1,004)	(1,637)	(186)	(△ 3,720)
事業外費用 ⑬	-	-	-	-	-	-	
うち共通分 ⑭		-	-	-	-	-	-
経常利益 (⑩+⑪-⑬) ⑮	2,532	10,390	1,991	△ 1,137	△ 1,233	△ 7,478	
特別利益 ⑯	6,095	-	-	-	6,095	-	
うち共通分 ⑰		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑱	6,854	75	45	135	6,574	25	
うち共通分 ⑲		(75)	(45)	(135)	(220)	(25)	(△ 500)
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱) ⑳	1,773	10,315	1,946	△ 1,272	△ 1,712	△ 7,503	
営農指導事業分配賦額 ㉑		750	1,500	3,001	2,251	△ 7,503	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ㉒	1,773	9,564	446	△ 4,274	△ 3,963		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 人数割
(2) 営農指導事業 業務割

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	15	9	27	44	5	100
営農指導事業	10	20	40	30		100

3. 部門別の資産

(単位:千円)

区 分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の資産	5,448,062	4,818,902	0	72,411	38,370	0	518,378
総資産(共通管理費配分後)※	5,448,062	4,896,659	46,654	212,373	266,456	25,919	

※ 共通資産の他部門への配賦基準

(3年度)

(単位:千円)

区 分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	384,301	33,135	13,815	134,890	200,559	1,899	
事業費用	②	277,001	5,543	796	102,170	166,231	2,259	
事業総利益 (①-②)	③	107,299	27,591	13,019	32,720	34,328	△ 359	
事業管理費	④	112,937	24,014	13,613	31,475	36,741	7,092	
(うち減価償却費)	⑤	(4,621)	(338)	(270)	(2,547)	(1,371)	(93)	
(うち人件費)	⑥	(79,581)	(14,604)	(10,371)	(22,329)	(25,970)	(6,304)	
うち共通管理費	⑦		6,062	3,637	10,912	17,783	2,020	△ 40,417
(うち減価償却費)	⑧		(100)	(60)	(180)	(293)	(33)	(△ 666)
(うち人件費)	⑨		(4,042)	(2,425)	(7,276)	(11,858)	(1,347)	(△ 26,950)
事業利益 (③-④)	⑩	△ 5,637	3,576	△ 594	1,244	△ 2,413	△ 7,451	
事業外収益	⑪	12,729	6,756	1,261	1,673	2,727	310	
うち共通分	⑫		(839)	(503)	(1,510)	(2,461)	(279)	(△ 5,595)
事業外費用	⑬	-	-	-	-	-	-	
うち共通分	⑭		-	-	-	-	-	-
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	7,091	10,333	667	2,918	314	△ 7,141	
特別利益	⑯	-	-	-	-	-	-	
うち共通分	⑰		-	-	-	-	-	-
特別損失	⑱	3,688	128	77	2,521	918	42	
うち共通分	⑲		(128)	(77)	(231)	(376)	(42)	(△ 856)
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳	3,403	10,204	590	397	△ 604	△ 7,184	
営農指導事業分配賦額	㉑		718	1,436	2,873	2,155	△ 7,184	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒	3,403	9,486	△ 846	△ 2,476	△ 2,759		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等 人数割

(2) 営農指導事業 業務割

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	15	9	27	44	5	100
営農指導事業	10	20	40	30		100

3. 部門別の資産

(単位:千円)

区 分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の資産	5,432,338	4,815,879	0	65,965	47,693	0	502,799
総資産(共通管理費配分後)※	5,432,338	4,891,299	45,252	201,721	268,925	25,140	

※ 共通資産の他部門への配賦基準

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和3年3月1日から令和4年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年6月10日

山田村農業協同組合

代表理事組合長 若林 正幸

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、口、人、%)

項 目	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
経 常 収 益	429,396	439,332	406,313	364,329	384,301
信用事業収益	41,479	39,228	36,345	33,534	33,135
共済事業収益	15,431	14,749	14,645	14,217	13,815
農業関連事業収益	153,843	168,273	148,433	143,342	134,890
生活その他事業収益	217,151	215,596	205,137	171,599	200,559
経 常 利 益	6,405	7,745	8,934	2,532	7,091
当 期 剰 余 金	5,259	5,689	6,521	19	2,240
出 資 金	112,305	112,305	112,305	112,305	112,305
(出 資 口 数)	(112,305)	(112,305)	(112,305)	(112,305)	(112,305)
純 資 産 額	512,331	517,045	521,416	520,484	521,547
総 資 産 額	5,484,460	5,445,486	5,363,577	5,448,062	5,432,338
貯 金 等 残 高	4,847,206	4,818,948	4,733,667	4,822,047	4,801,386
貸 出 金 残 高	460,932	478,611	387,009	380,906	357,179
有 価 証 券 残 高	-	-	-	-	-
剰 余 金 配 当 金 額	1,115	1,117	1,103	1,102	1,113
出 資 配 当 額	1,115	1,117	1,103	1,102	1,113
事 業 利 用 分 量 配 当 額	-	-	-	-	-
職 員 数	15	15	15	15	14
単 体 自 己 資 本 比 率	21.32%	21.86%	20.08%	19.83%	20.00%

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 職員数は常備人を含んでいます。

5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:千円、%)

項 目	2年度	3年度	増 減
資 金 運 用 収 支	31,127	30,839	△ 288
役 務 取 引 等 収 支	812	833	21
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 1,904	△ 4,080	△ 2,176
信 用 事 業 粗 利 益 (信用事業粗利益率)	30,036 (0.63)	27,591 (0.58)	△ 2,445 (△ 0.05)
事 業 粗 利 益 (事業粗利益率)	124,479 (2.05)	119,847 (1.96)	△ 4,632 (△ 0.09)
事 業 純 益	4,361	6,910	2,549
実 質 事 業 純 益	4,361	6,910	2,549
コ ア 事 業 純 益	4,361	6,910	2,549
コア事業純益(投資信託解 約 損 益 除 く。)	4,361	6,910	2,549

(注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-資金調達費用

2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用

3. その他信用事業収支=(その他事業収益+その他経常収益)-(その他事業直接費用+その他経常費用)

4. 信用事業粗利益率=信用事業総利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

5. 事業粗利益=事業総利益-信用事業に係るその他経常収益-信用事業以外に係るその他の収益+信用事業に係るその他経常費用+信用事業以外に係るその他の費用+事業外収益の受取出資配当金+金銭の信託運用見合費用

6. 事業粗利益率=事業総利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

7. 事業純益=事業粗利益-一般管理費-一般貸倒引当金繰入額

8. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額

9. コア事業純益:実質事業純益-国債等債券関係損益

10. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益-投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位:千円、%)

項 目	2年度			3年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	4,756,606	32,028	0.67%	4,784,021	31,665	0.66%
うち 預 金	4,351,237	24,106	0.55%	4,388,320	22,247	0.51%
うち 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-
うち 貸 出 金	381,267	6,820	1.79%	369,962	6,000	1.62%
資 金 調 達 勘 定	4,770,017	901	0.02%	4,804,012	826	0.02%
うち貯金・定期積金	4,770,017	901	0.02%	4,804,012	826	0.02%
うち 借 入 金	-	-	-	-	-	-
総 資 金 利 ざ や	-	-	0.16%	-	-	0.16%

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

2. 経費率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高

3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:千円)

項 目	2年度増減額	3年度増減額
受 取 利 息	△ 2,666	△ 363
うち 預 金	△ 1,843	△ 1,858
うち 有 価 証 券	-	-
うち 貸 出 金	△ 128	△ 832
支 払 利 息	△ 311	△ 72
うち貯金・定期積金	△ 311	△ 72
うち 譲 渡 性 貯 金	-	-
うち 借 入 金	-	-
差 引	△ 2,355	△ 290

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:千円、%)

種 類	2年度		3年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	1,896,663	39.8	1,940,653	40.4	43,990
定 期 性 貯 金	2,868,328	60.2	2,861,742	59.6	△ 6,586
そ の 他 の 貯 金	1,467	0.0	1,586	0.0	119
計	4,766,459	100.0	4,803,982	100.0	37,523
譲 渡 性 貯 金	-	-	-	-	-
合 計	4,766,459	100.0	4,803,982	100.0	37,523

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

② 定期貯金残高

(単位:千円、%)

種 類	2年度		3年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定 期 貯 金	2,808,111	100.0	2,775,419	100.0	△ 32,692
うち 固定金利定期	2,808,111	100.0	2,775,419	100.0	△ 32,692
うち 変動金利定期	-	-	-	-	-

(注) 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:千円)

種 類	2年度		3年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
手 形 貸 付	-	-	-	-	-
証 書 貸 付	289,467	-	279,596	-	△ 9,871
当 座 貸 越	21,799	-	20,365	-	△ 1,434
割 引 手 形	-	-	-	-	-
合 計	311,266	-	299,961	-	△ 11,305

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:千円、%)

種 類	2年度		3年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 貸 出	270,052	74.3	246,121	72.9	△ 23,931
変 動 金 利 貸 出	93,210	25.7	91,290	27.1	△ 1,920
合 計	363,262	100.0	337,411	100.0	△ 25,851

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:千円)

種 類	2年度	3年度	増 減
貯金・定期積金等	8,243	9,059	816
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
小 計	8,243	9,059	816
農業信用基金協会保証	143,163	135,024	△ 8,139
その他保証	-	-	-
小 計	143,163	135,024	△ 8,139
信 用	229,500	213,095	△ 16,405
合 計	380,906	357,179	△ 23,727

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:千円、%)

種 類	2年度		3年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設 備 資 金	264,671	69.5	244,250	68.4	△ 20,421
運 転 資 金	116,235	30.5	112,928	31.6	△ 3,307
合 計	380,906	100.0	357,179	100.0	△ 23,727

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位:千円、%)

種 類	2年度		3年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	34,392	9.1	34,452	9.6	60
林 業	6	0.0	-	-	-
水 産 業	-	-	-	-	-
製 造 業	2,787	0.7	4,035	1.1	1,248
鉱 業	-	-	-	-	-
建 設 ・ 不 動 産 業	8,361	2.2	6,975	2.0	△ 1,386
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 道 業	2,033	1	1,458	0.4	△ 575
運 輸 ・ 通 信 業	419	0	302	0.0	△ 117
金 融 ・ 保 険 業	72,886	19.1	72,460	20.3	△ 426
卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 ・ 飲 食 業	56,062	14.7	56,256	15.8	194
地 方 公 共 団 体	144,241	37.9	129,239	36.2	△ 15,002
非 営 利 法 人	-	-	-	-	-
そ の 他	59,715	15.7	51,999	14.6	△ 7,716
合 計	380,906	100.0	357,179	100.0	△ 23,727

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位:千円)

種 類	2年度	3年度	増 減
農 業	26,090	25,411	△ 679
穀 作	6,953	5,971	△ 982
野 菜 ・ 園 芸	2,069	2,584	515
果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	-	-
工 芸 作 物	-	-	-
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	-	-	-
養 鶏 ・ 養 卵	-	-	-
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	17,066	16,855	△ 211
農 業 関 連 団 体 等	-	-	-
合 計	26,090	25,411	△ 679

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:千円)

種 類	2年度	3年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	20,710	22,145	1,435
農 業 制 度 資 金	5,380	3,266	△ 2,114
農 業 近 代 化 資 金	5,380	3,266	△ 2,114
そ の 他 制 度 資 金	-	-	-
合 計	26,090	25,411	△ 679

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位:千円)

区 分	2年度	3年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	-	-	-
延 滞 債 権 額	316	28	△ 288
3ヵ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計	316	28	△ 288

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:千円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2年度	-	-	-	-
	3年度	-	-	-	-
危 険 債 権	2年度	316	-	-	316
	3年度	28	-	-	28
要 管 理 債 権	2年度	-	-	-	-
	3年度	-	-	-	-
小 計	2年度	316	-	-	316
	3年度	28	-	-	28
正 常 債 権	2年度	382,377			
	3年度	358,794			
合 計	2年度	382,377			
	3年度	358,794			

(注) 上記債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③ 要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④ 正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係

(単位:千円)

自己査定における債務者区分 (対象:総与信)		金融再生法債権区分における開示債権 (対象:信用事業における総与信)	リスク管理債権 (対象:貸出金)
破綻先	-	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破綻先債権
実質破綻先	-		延滞債権
破綻懸念先	33	危険債権	28
要注意先	要管理先	要管理債権	3か月以上延滞債権
	その他要注意先		貸出条件緩和債権
	16,543		
	244,004	正常債権	358,794
	132,577		

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債券の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3か月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●その他

査定対象外となる国、地方公共団体、被管理金融機関等

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由より経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権)

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外のものに区分される債権

●破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する自由が生じている貸出金

●延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(破綻先債権及び延滞債権を除く)

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く)

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区 分	2年度					3年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,103	594	-	2,103	594	594	-	-	594	-
個別貸倒引当金	2,346	323	-	2,346	323	323	33	-	323	33
合 計	4,450	917	-	4,450	917	917	33	-	917	33

(注)期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑫ 貸出金償却の額

(単位:千円)

項 目	2年度	3年度
貸出金償却額	-	-

(注)貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位:件、千円)

種 類		2年度		3年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件数	1,082	6,018	1,024	5,979
	金額	548,798	1,142,533	548,367	1,125,982
代金取立為替	件数	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-
雑 為 替	件数	17	7	14	48
	金額	460	928	88	928
合 計	件数	1,099	6,025	1,038	6,027
	金額	549,258	1,143,462	548,456	1,126,018

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

該当する取引はありません。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

該当する取引はありません。

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

該当する取引はありません。

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:千円)

種 類		2年度		3年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	2,000	959,313	10,057	897,571
	定 期 生 命 共 済	-	15,000	-	15,000
	養 老 生 命 共 済	9,000	2,488,531	8,000	2,216,511
	う ち こ ど も 共 済	9,000	267,500	1,000	249,500
	医 療 共 済	-	22,450	-	22,450
	が ん 共 済	-	1,000	-	1,000
	定 期 医 療 共 済	-	500	-	500
	介 護 共 済	-	6,000	-	6,000
	年 金 共 済	-	-	-	-
	建 物 更 生 共 済	205,500	4,593,450	264,000	4,498,450
合 計		233,500	8,086,245	282,057	7,657,482

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種 類		2年度		3年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済		39	611	15	616
				1,063	1,250
が ん 共 済		5	80	-	80
定 期 医 療 共 済		-	25	-	25
合 計		44	716	15	721
				1,063	1,250

(注) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種 類		2年度		3年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済		-	7,748	-	7,748
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)		-	6,000	-	6,000
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)		-	600	-	600
特 定 重 度 疾 病 共 済		4,000	4,000	1,000	5,000

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:千円)

種 類		2年度		3年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前		2,349	23,759	1,362	23,947
年 金 開 始 後		-	-	-	16,600
合 計		2,349	39,639	1,362	40,548

(注) 金額は、年金年額(利率変動型年金にあつては、最低保証年金額)を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:千円)

種 類	2年度		3年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	952,100	895	945,200	873
自 動 車 共 済		15,544		16,243
傷 害 共 済	512,000	138	512,000	162
団 体 定 期 生 命 共 済	-	-	-	-
定 額 定 期 生 命 共 済	-	-	-	-
賠 償 責 任 共 済		14		7
自 賠 責 共 済		852		937
合 計		17,445		18,224

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 経済事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位:千円)

種 類		2年度	3年度
生産資材	肥料	23,718	22,167
	農薬	18,691	18,162
	農機具	52,981	48,658
	飼料	100	107
	生産雑資材	8,277	8,048
	計	103,768	97,144
生活物資	米	8,132	5,815
	食料品	20,229	17,024
	酒・塩・タバコ	6,485	6,937
	衣料品・装飾品	1,481	2,010
	日用品	6,885	6,316
	燃料	18,139	18,376
	油類	81,097	95,728
	自動車	1,342	-
	その他耐久資材	1,491	4,286
	葬祭事業	23,158	41,169
計	168,445	197,665	
合計		272,213	294,810

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:千円)

種 類		2年度	3年度
農産物	米	110,061	90,472
	麦	-	-
	豆類・雑穀	3,271	5,190
	種苗	-	-
	野菜	12,035	14,585
	果実	313	-
	花卉・花木	1,243	1,219
	その他	-	-
畜産物	-	-	
その他	-	-	
合計		126,926	111,467

4. 指導事業

(単位:千円)

項 目		2年度	3年度
収入	賦課金	667	668
	指導事業補助金	306	441
	実費収入	662	790
	計	1,635	1,899
支出	営農改善費	1,175	1,390
	生活文化事業費	100	-
	教育情報費	163	162
	指導支出	253	707
	計	1,692	2,259

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

項目	2年度	3年度	増減
総資産経常利益率	0.05	0.13	0.08
資本経常利益率	0.48	1.36	0.88
総資産当期純利益率	0.00	0.04	0.04
資本当期純利益率	0.00	0.43	0.43

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区分		2年度	3年度	増減
貯貸率	期末	7.90	7.44	△ 0.46
	期中平均	8.00	7.70	△ 0.30
貯証率	期末	-	-	-
	期中平均	-	-	-

(注) 1. 貯貸率(期末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)＝有価証券残高／貯金残高×100

2. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項 目	前期末	当期末
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	519,381	520,433
うち、出資金及び資本準備金の額	112,305	112,305
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	409,574	410,089
うち、外部流出予定額 (△)	1,102	1,113
うち、上記以外に該当するものの額	1,395	847
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	594	-
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	594	-
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	519,975	520,433
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	-
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	-
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-

特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-	-
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	519,975	520,433
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	2,387,563	2,378,457
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,387,563	2,378,457
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	234,466	222,675
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	2,622,029	2,601,133
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	19.83	20.00

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用し
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:千円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	2年度			3年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	19,947	-	-	24,760	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	144,681	-	-	129,547	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,932,336	878,467	35,138	4,409,578	881,915	35,276
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	730	319	12	792	361	14
抵当権付住宅ローン	4,740	1,651	66	3,759	1,282	51
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	6,288	9,422	376	10,584	15,870	634
取立未済手形	901	180	7	526	105	4
信用保証協会等保証付	143,239	13,714	548	135,097	13,016	520
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	19,535	19,535	781	19,535	19,535	781
(うち出資等のエクスポージャー)	19,535	19,535	781	19,535	19,535	781
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	716,578	1,464,272	58,570	504,644	1,261,630	50,464
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	504,641	1,261,604	50,464	504,641	1,261,604	50,464
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	211,936	202,667	8,106	193,544	184,761	7,390

証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスクウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算 入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に 係るエクスポージャーに係る経過措置に よりリスク・アセットの額に算入されなかつ たものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	5,448,980	2,387,563	95,502	5,432,371	2,378,721	95,138
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額	5,448,980	2,387,563	95,502	5,432,371	2,378,721	95,138
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除した額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除した額 a	所要自己 資本額 b=a×4%		
	234,466	9,378	222,675	8,907		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己 資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己 資本額 b=a×4%		
	2,622,029	104,881	2,601,133	104,045		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであります。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額	÷8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数	

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

		2年度				3年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
		うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券		
法人	農 業	17,257	17,257	-	-	15,562	15,562	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 ・ 保 険 業	4,741,446	71,158	-	-	4,757,541	71,161	-	-
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	2,074	2,074	-	-	2,598	2,598	-	-
	日 本 国 政 府 ・ 地 方 公 共 団 体	144,681	144,681	-	-	129,547	129,547	-	-
	上 記 以 外	125,270	455	-	6,281	129,887	-	-	10,580
	個 人	147,066	147,066	-	-	139,953	139,953	-	-
そ の 他	271,066	-	-	-	257,280	-	-	-	
業 種 別 残 高 計		5,448,980	382,694	-	6,281	5,432,371	358,823	-	10,580
1 年 以 下		4,356,938	34,609	-	-	4,510,308	100,729	-	-
1 年 超 3 年 以 下		116,039	116,039	-	-	19,464	19,464	-	-
3 年 超 5 年 以 下		29,912	29,912	-	-	23,480	23,480	-	-
5 年 超 7 年 以 下		20,891	20,891	-	-	6,134	6,134	-	-
7 年 超 1 0 年 以 下		7,481	7,481	-	-	45,316	45,316	-	-
1 0 年 超		159,137	159,137	-	-	147,270	147,270	-	-
期 限 の 定 め の な い も の		758,578	14,622	-	-	680,396	16,426	-	-
残 存 期 間 別 合 計		5,448,980	382,694	-	-	5,432,371	358,823	-	-

- (注)
- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含まれています。
 - 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 - 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
 - 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区 分	2年度				3年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2,103	594	-	2,103	594	594	-	-	594	-
個 別 貸 倒 引 当 金	2,346	323	-	2,346	323	323	33	-	323	33

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:千円)

区 分	2年度					3年度						
	個別貸倒引当金				貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却	
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額			期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額			期末 残高
目的使用			その他	目的使用	その他							
法 人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上 記 以 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	2,346	323	-	2,346	323	-	323	33	-	323	33	
業 種 別 計	2,346	323	-	2,346	323	-	323	33	-	323	33	

(注) 1. 当IAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

		2年度			3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	-	180,000	180,000	-	168,407	168,407
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	137,147	137,147	-	130,160	130,160
	リスク・ウェイト 20%	-	4,393,238	4,393,238	-	4,410,105	4,410,105
	リスク・ウェイト 35%	-	4,718	4,718	-	3,662	3,662
	リスク・ウェイト 50%	-	6	6	-	4	4
	リスク・ウェイト 75%	-	462	462	-	510	510
	リスク・ウェイト 100%	-	222,482	222,482	-	204,296	204,296
	リスク・ウェイト 150%	-	6,281	6,281	-	10,580	10,580
	リスク・ウェイト 250%	-	-	-	-	504,644	504,644
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 1250%	-	-	-	-	-	-	
計	-	5,448,980	5,448,980	-	5,432,371	5,432,371	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位:千円)

区分	2年度		3年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化(エクスポージャー)	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことで
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことで
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	2年度		3年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非 上 場	453,018	453,018	453,018	453,018
合 計	453,018	453,018	453,018	453,018

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:千円)

2年度			3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:千円)

2年度		3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:千円)

2年度		3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:千円)

	2年度	3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。
当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- 当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。
- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
 - ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - ・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
 - ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的 開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点
特段ありません。

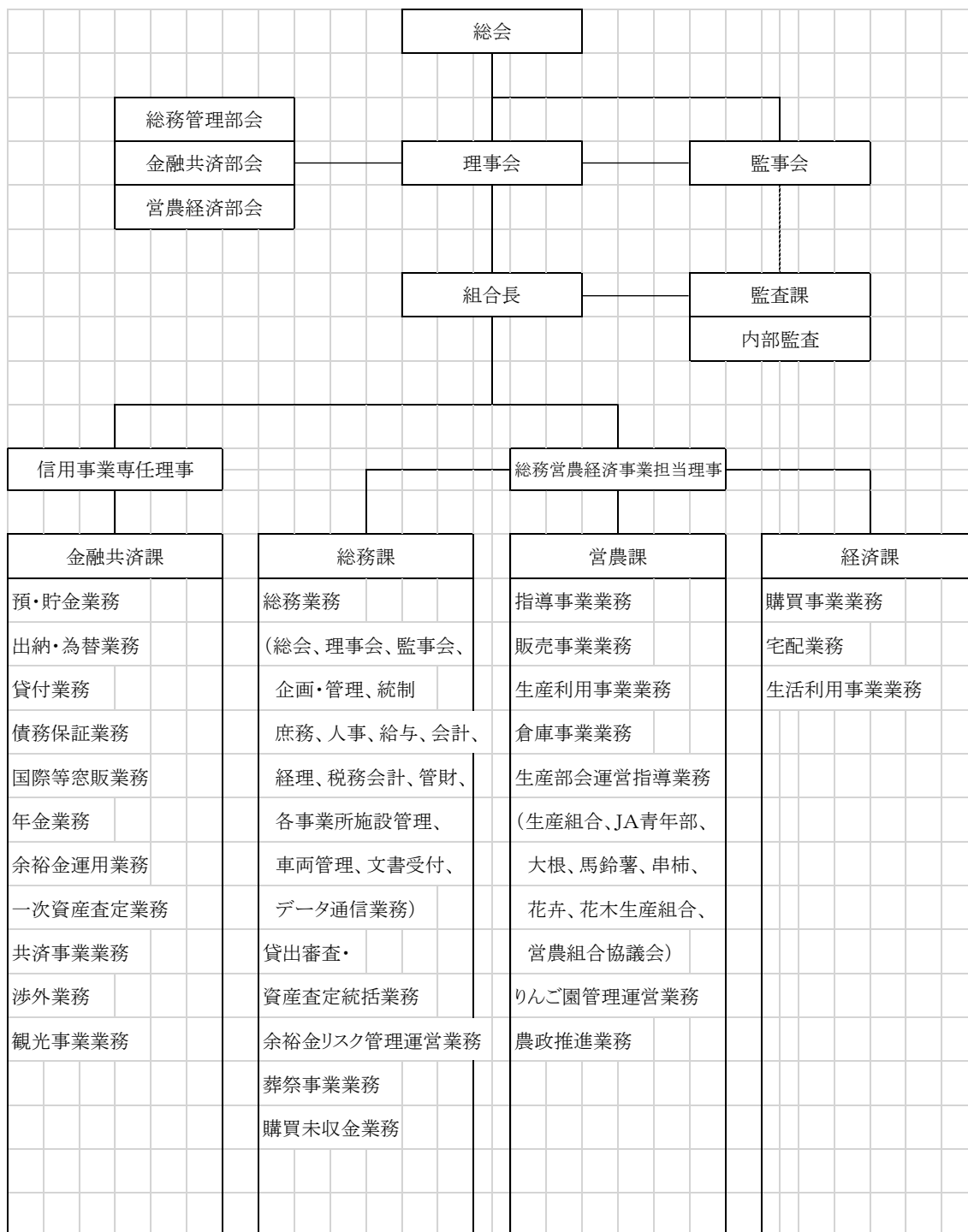
② 金利リスクに関する事項

(単位:千円)

	△EVE		△NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
上方パラレルシフト	-	-	-	-
下方パラレルシフト	-	-	24	29
スティープ化	2,643	2,116		
フラット化	-	-		
短期金利上昇	-	-		
短期金利低下	1,044	177		
最大値	2,643	2,116	24	29
	当期末		前期末	
自己資本の額	520,434		519,975	

【J A の概要】

1. 機構図



2. 役員一覧

(令和4年2月末現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	若林 正幸	理事	中井 幸男
理事	石崎 貞夫	理事	若杉 昌彦
理事	田口 晋司	理事	若林 公友
理事	渡邊 行雄	理事	山藤 勇一
理事	藤丸 正義	代表監事	小林 明
理事	谷本 一雄	監事	森口 真裕美
理事	谷口 弥一郎		

3. 組合員数

(単位:人、団体)

区分	2年度	3年度	増減
正組合員	342	340	△2
個人	341	339	△2
法人	1	1	0
准組合員	67	69	2
個人	51	53	2
法人	16	16	0
合計	409	409	0

4. 組合員組織の状況

(単位:人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
山田村生産部会	340	山田村農協青年部	14
牛岳高原大根出荷組合	3	山田村馬鈴薯出荷組合	8
山田花卉生産組合	8	山田村花木生産組合	19
山田地域営農組合協議会	11	JA山田村アルギットにら生産組合	9
山田村りんご生産組合	1		

当JAの組合員組織を記載しています。

5. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

6. 地区一覧

富山市全域

7. 店舗等のご案内

(令和4年2月末現在)

店舗及び事務所名	住所	電話番号	ATM設置台数
本所	富山市山田中村244	076-457-2211	1台
給油所	富山市山田中村3093-1	076-457-2225	
農機具センター	富山市山田中村198	076-457-2205	

店舗外ATM設置店	なし
-----------	----

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開示項目	ページ
<概況及び組織に関する事項>	
○ 業務の運営の組織	81
○ 理事及び監事の氏名及び役職名	82
○ 事務所の名称及び所在地	82
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	82
<主要な業務の内容>	
○ 主要な業務の内容	24～31
<主要な業務に関する事項>	
○ 直近の事業年度における事業の概況	3～6
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	58
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	58
・経常利益又は経常損失	58
・当期剰余金又は当期損失金	58
・出資金及び出資口数	58
・純資産額	58
・総資産額	58
・貯金等残高	58
・貸出金残高	58
・有価証券残高	58
・単体自己資本比率	58
・剰余金の配当の金額	58
・職員数	58
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	59～69
◇ 主要な業務の状況を示す指標	59・69
・事業粗利益及び事業粗利益率	59
・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	59
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	59
・受取利息及び支払利息の増減	59
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	69
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	69
◇ 貯金に関する指標	60
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	60
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	60
◇ 貸出金等に関する指標	60
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	60
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	60
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	61
・使途別の貸出金残高	61
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	61
・主要な農業関係の貸出実績	62
・貯貸率の期末値及び期中平均値	69
◇ 有価証券に関する指標	65・69
・商品有価証券の種類別の平均残高	65
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	65
・有価証券の種類別の平均残高	65
・貯証率の期末値及び期中平均残高	69

<業務の運営に関する事項>	
○ リスク管理の体制	10・11
○ 法令遵守の体制	12・13
○ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	1
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	14・15
<直近の2事業年度における財産の状況に関する事項>	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	32・33・54
○ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	63
・破綻先債権に該当する貸出金	63
・延滞債権に該当する貸出金	63
・3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	63
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	63
○ 自己資本の充実の状況	70～79
○ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	65
・有価証券	65
・金銭の信託	65
・デリバティブ取引	65
・金融等デリバティブ取引	65
・有価証券店頭デリバティブ取引	65
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	65
○ 貸出金償却の額	65